

副本提出が必要ない副本への区受付印の押印を希望する場合

申請書類の関係規定で副本の提出、申請者に返却が明記されている場合、区は提出された副本に区受付印を押印し申請者に返却します。

しかし、副本の提出を必要としない手続きにおいても、申請者が同様の対応を希望し提出された場合、区は慣例として押印し申請者に返却しています。

手続は次のとおりですので、準備・対応ください。

なお、副本提出要否に係わらず書類提出記録として、副本保管を推奨します。

1 手続方法

(1) 郵送で申請、郵送で副本受取

申請時に次を区に郵送します。

- ・申請書類（正本、副本）
- ・副本受取用郵送資材（宛先明記、封筒切手貼付もしくはレターパック）

(2) 窓口で申請、窓口で副本受取

申請時に次を窓口提出します。

区収受可能な書類であれば、短時間で押印し申請者に返却します。

- ・申請書類（正本、副本）

(3) オンライン申請

オンライン申請では、副本への区受付印の押印と返却は行っていません。

2 区受付印サンプル



3 備考

建築設備改善済報告書、昇降機等改善工事完了届は別途対応となります。